

スポーツ施設のストックの現状と ガイドラインの策定について

スポーツ施設に関する政策

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

第十二条（スポーツ施設の整備等）

国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

スポーツ施設に関連する政策目標

（スポーツ基本計画：平成24年3月30日 文部科学省）

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）
- ・週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）
- ・健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づく

公共施設等総合管理計画策定指針の概要①

公共施設等総合管理計画の内容

1 所有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2 施設全体の管理に関する基本的な方針

- 計画期間
10年以上とすることが望ましい。
- 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
全ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい。
- 現状分析を踏まえた基本方針
現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を記載。
- バージョンアップ
計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。なお、今後は、管理を行うに際し基礎となる情報として、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

3 地方財政措置

- 計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)
〔 特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%(資金手当) 〕
〔 地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数) 〕

(「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の概要(平成26年4月22日) 総務省)

公共施設等総合管理計画策定指針の概要②

公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

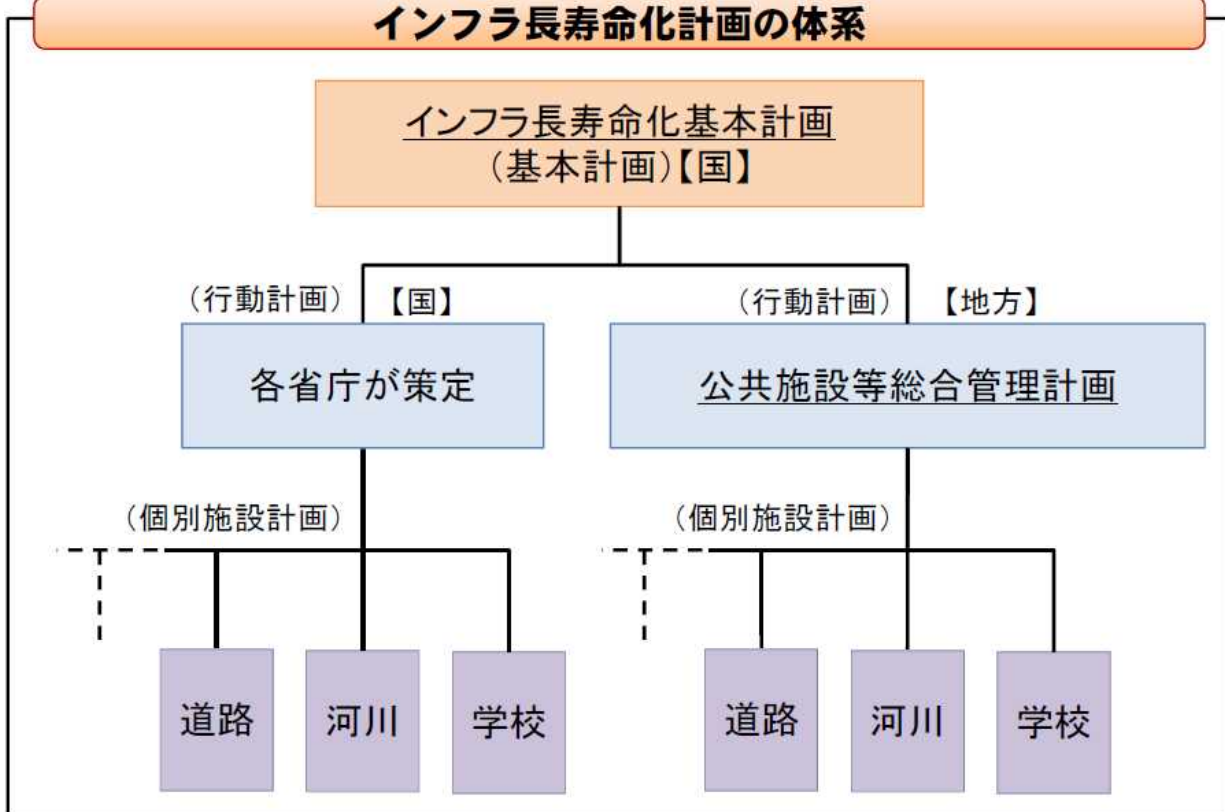
- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

(「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の概要(平成26年4月22日) 総務省)

インフラ長寿命化計画の体系



(「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の概要(平成26年4月22日) 総務省)

区分	都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計			
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合		
回答団体数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
策定予定有	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
内訳	策定済	30	63.8%	15	75.0%	396	23.0%	441	24.7%	
	未策定	17	36.2%	5	25.0%	1,325	77.0%	1,347	75.3%	
	予定時完了	H28年度	17	36.2%	5	25.0%	1,315	76.4%	1,337	74.8%
		H29年度以降	0	0.0%	0	0.0%	10	0.6%	10	0.6%
H28年度までに策定予定		47	100.0%	20	100.0%	1,711	99.4%	1,778	99.4%	
策定予定無	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		

(公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査(結果の概要)平成28年4月1日現在 総務省発表)

○対象施設:

<学校施設> 公立学校施設及び国立大学法人等施設

<社会教育施設> 地方公共団体が設置する公立社会教育施設(公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、体育施設、文化会館等)等全般

<独立行政法人>

<文部科学省庁舎等>

○計画期間: 平成32年度(2020年度)まで

○取組の方向性

・点検・診断の着実な実施

・個別施設計画の策定

・対策の着実な実施

・予算管理

・指針・手引の策定

・体制の構築

・情報基盤の整備及び活用

(参考 公立学校の維持管理等に関する指針・手引)

<点検・診断>「子供たちの安全を守るために一学校設置者のための維持管理手引」(平成28年3月)等

<個別施設計画の策定>「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」(平成27年4月)

<修繕・改修等>「学校施設の長寿命化改修の手引」(平成26年1月) 等

社会資本のストック適正化

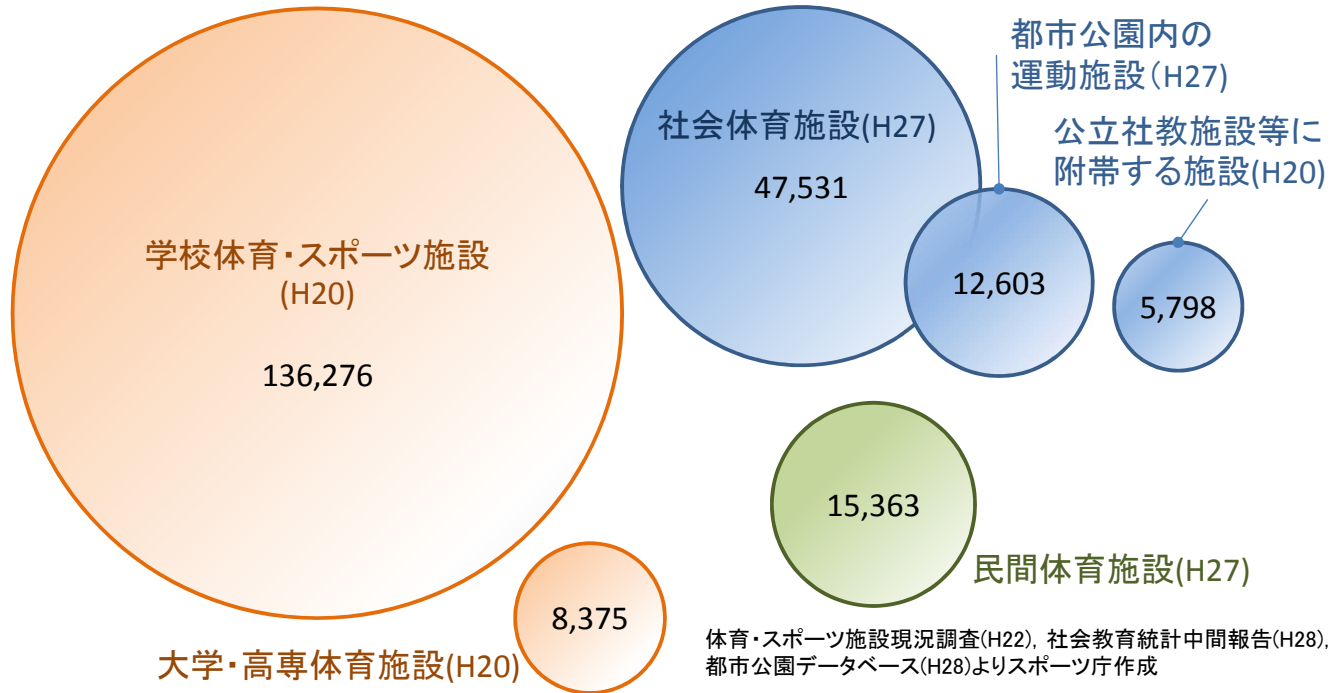
経済財政運営と改革の基本方針2016について(平成28年6月閣議決定) 抄
第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (2) 社会資本整備等

③ 公的ストックの適正化

地方公共団体において本年度中に「公共施設等総合管理計画」が策定され、今後は「個別施設計画」の策定に移行するが、その中で集約化・複合化等が着実に進められることが必要である。そのため、上下水道、文教施設、都市公園、公営住宅について、集約化・複合化等を実効性をもって進めるための具体的なガイドラインを策定するほか、公共施設のストック量や、一定の期間を定めて中長期の維持管理・更新費の見通し、住民一人当たりの維持管理に要する経費等を地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」を着実に推進するとともに、都道府県においてもその取組を支援する。



スポーツ施設の賦存状況



※数字は施設数(総合体育館にプールと体育館がある場合には“2”とカウント)
 ※都市公園以外は体育・スポーツ施設現況調査におけるすべての種別(後述)の合計。
 ※都市公園内の運動施設において計上されている種別は、陸上競技場、野球場、球技場、テニスコート、体育館、プール、フットサル、バスケットボールコートのみ。プールは水槽数で計上。
 ※社会体育施設と都市公園内の運動施設は重複の可能性がある。民間体育施設は地方公共団体が把握できたもののみ。

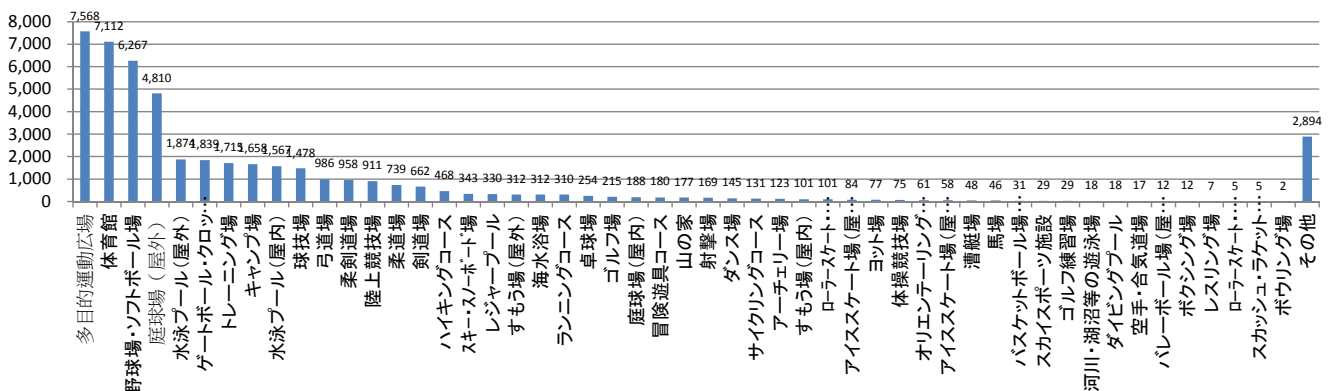


スポーツ施設の定義

スポーツ施設の定義(体育・スポーツ施設現況調査)

陸上競技場、野球場・ソフトボール場、球技場、多目的運動場、水泳プール(屋内)、水泳プール(屋外)、レジャープール、ダイビングプール、体育館、柔道場、剣道場、柔剣道場(武道場)、空手・合気道場、バレーボール場(屋外)、庭球場(屋外)、庭球場(屋内)、バスケットボール場(屋外)、相撲場(屋外)、相撲場(屋内)、卓球場、弓道場、アーチェリー場、馬場、アイススケート場(屋内)、アイススケート場(屋外)、ローラースケート・インラインスケート場(屋外)、ローラースケート・インラインスケート場(屋内)、山の家(山小屋、避難小屋を含む)、トレーニング場、レスリング場、ボクシング場、ダンス場(ダンススタジオ)、射撃場(ライフル・けん銃・クレー等)、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、漕艇場、ゲートボール・クロッカー場、スカッシュ・ラケットボール場、ヨット場(マリーナ)、スキー・スノーボード場、キャンプ場、ハイキングコース、サイクリングコース、オリエンテーリングコース、ランニングコース、冒険遊具コース、海の家・海水浴場等の施設、河川・湖沼等の遊泳場、スカイスports施設、体操競技場、その他

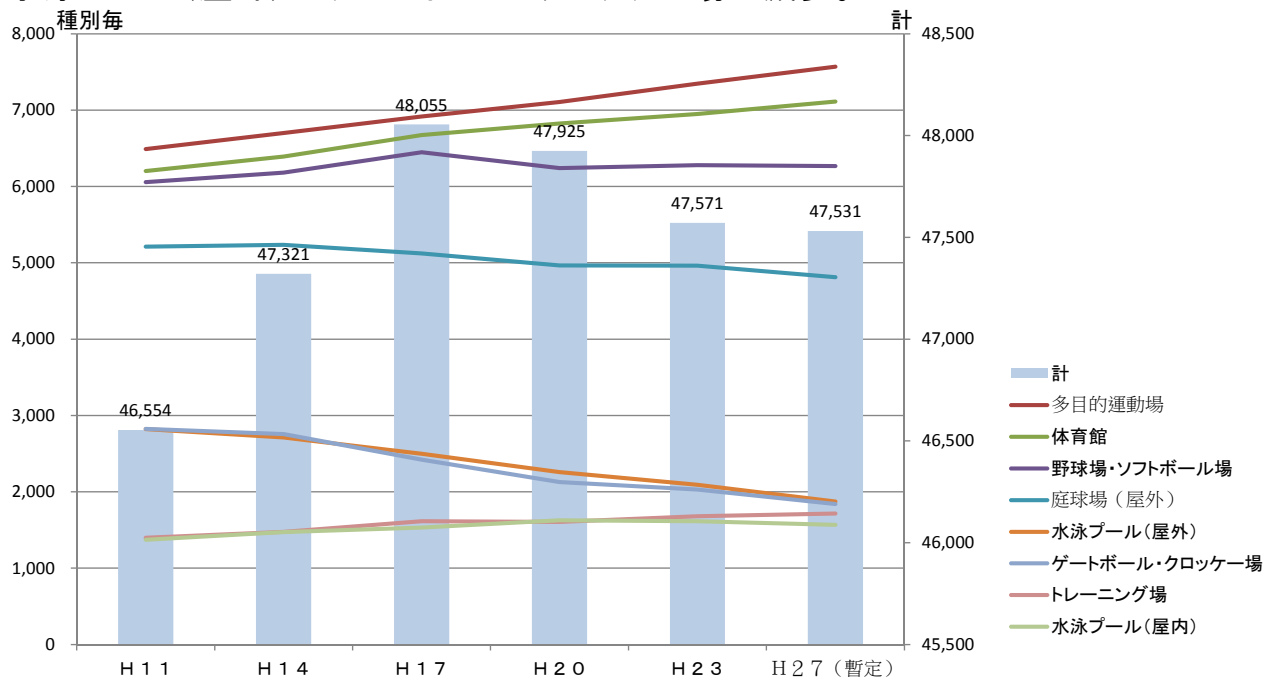
社会体育施設の施設数(平成27年度社会教育調査)





社会体育施設数の推移

- 社会体育施設は、平成17年をピークに微減傾向。
- 体育館や多目的運動場が増加。
- 水泳プール(屋外)やゲートボール・クロッケー場が減少。

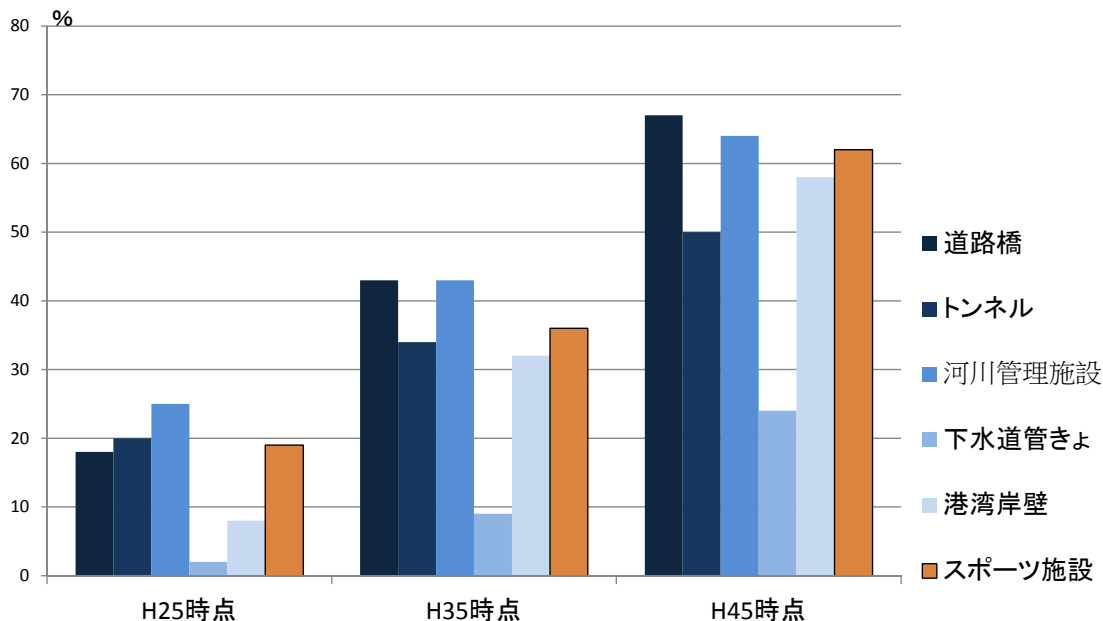


体育・スポーツ施設現況調査, 社会教育統計中間報告(H28)よりスポーツ庁作成
 ※数字は施設数(総合体育館にプールと体育館がある場合には“2”とカウント)



施設の老朽化

施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、スポーツ施設の建築後50年以上経過する施設の割合は比較的高い水準で推移する。



国交省HP (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/02research/02_01.html), 平成27年度スポーツ政策調査研究よりスポーツ庁作成
 ※スポーツ施設については24市町村のサンプリング調査
 ※スポーツ施設以外の施設に関する注釈はHP参照
 ※スポーツ施設のみH25時点ではなくH26時点の割合

安全な施設の確保

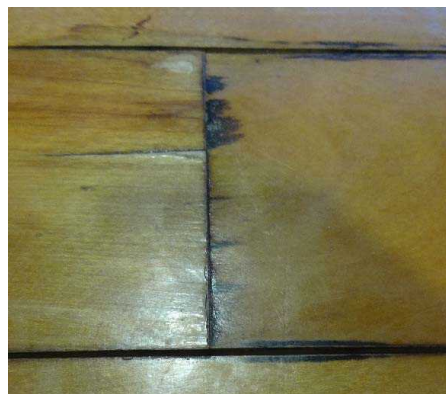


スポーツ庁

体育館の床から剝離した床板による負傷事故について(経過報告)

平成28年9月23日消費者安全調査委員会

- ・国内では過去2006年から2015年までの間に申出を含め10件発生していることを確認
- ・刺さった木片の長さは5cm～30cm
- ・中には木片が内臓まで達した事例や、海外では死亡に至る事例も存在

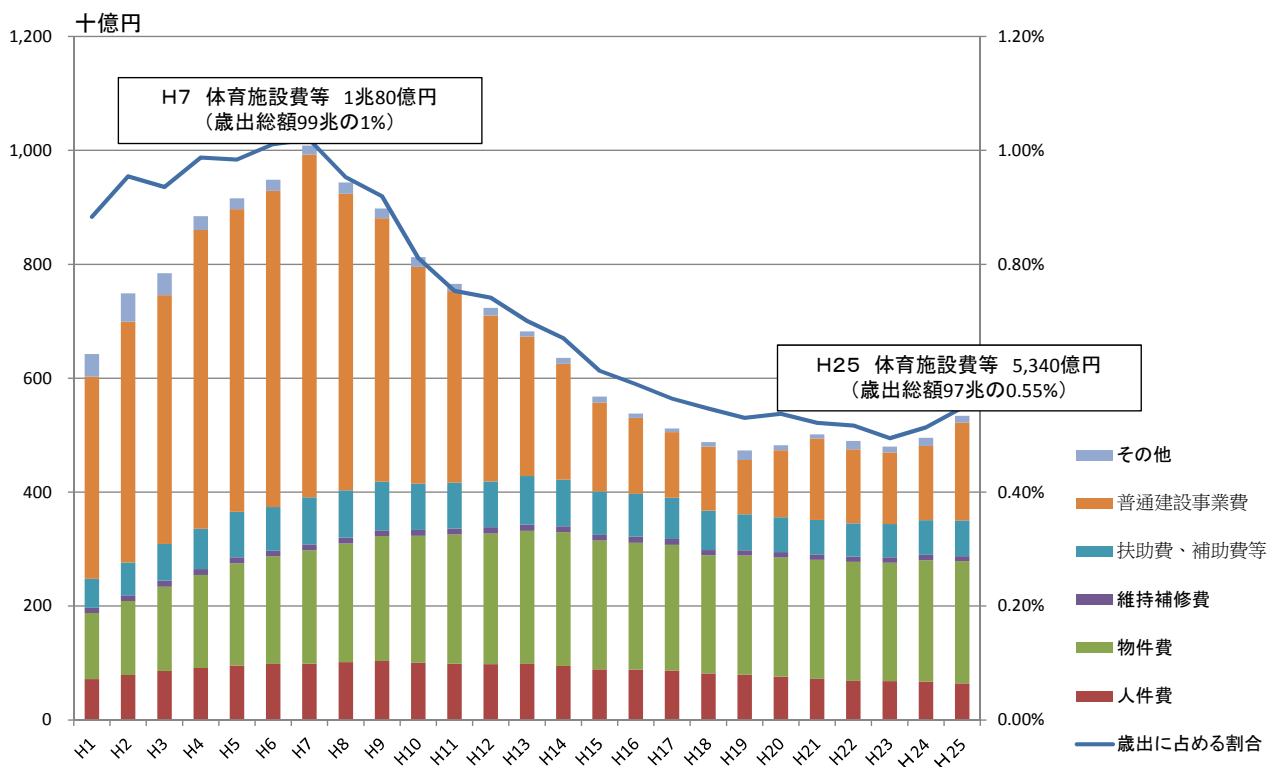


地方財政における体育施設費



スポーツ庁

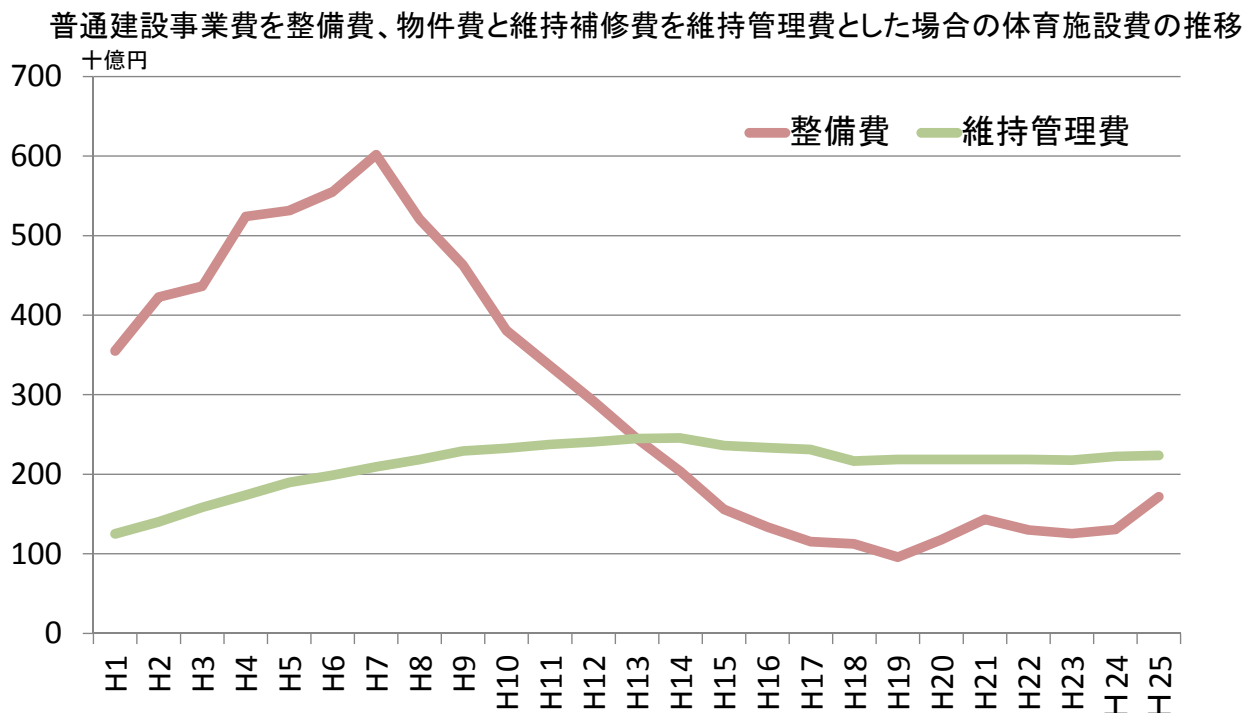
○体育施設費はこの20年で5割強まで減少



地方財政統計年報よりスポーツ庁作成

地方財政における体育施設費

○維持管理費は平成18年以降、2200億円程度で横ばい



地方財政統計年報よりスポーツ庁作成

スポーツ施設のストック適正化にむけて

■スポーツ施設に関する状況

- ・学校に最も多くの施設が賦存。一方、学校以外の公共施設は所管が複雑で実態把握が十分でない。
- ・スポーツ施設は多種多様。さらに、競技レベルに応じて必要とされる施設が異なる。
- ・施設数は、全体として横ばい～減少傾向だが、種別によっては増加。
- ・スポーツ施設の老朽化対策は必須。メンテナンス不足に起因する事故も指摘されている。
- ・地方財政に占めるスポーツ施設関連の予算は減少し、現在横ばい傾向。

■ストック適正化の目的

人口減少・財政逼迫化において、地方公共団体が、安全なスポーツ施設を持続的に提供し、もって国民が身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備できるよう考え方を整理

■ガイドラインにおいて整理する内容

- ・把握すべき基本的情報
- ・施設評価の方法
- ・地域のスポーツ環境の維持・創出に向けた基本方針の策定方法
- ・施設ごとの計画策定方法
- ・フォローアップ

今後のスケジュール



スポーツ庁

委員会	資料	議題(◎討議事項)
第1回 (12月9日)	・計画策定フローの検討 ・ガイドラインの構成(案)の検討	◎ガイドラインの構成および内容の検討
	・地方公共団体アンケート調査計画 (参考)既往計画の調査結果	◎地方公共団体アンケートの調査項目の確認
アンケート調査 (12月下旬～1月中旬)		
アンケートの集計 (1月中旬～下旬)		
第2回 (2月上旬)	・ガイドライン(素案)	◎ガイドライン(素案)の検討
	・地方公共団体アンケートの集計結果	・地方公共団体アンケート結果の報告
	・アンケート結果の反映方針(案)	◎アンケート結果の反映方針の確認
第3回(第4回) (3月上旬)	・ガイドライン(案)	◎ガイドライン(案)の検討

本日の論点(案)



スポーツ庁

○スポーツ施設に関する現状認識は適切か。追加で整理すべきデータがないか。

○ガイドラインの構成案は適切か。

○地方公共団体に対するアンケートが適切に設計されているか。

○アンケート及びガイドラインにおいて対象とする施設を以下として良いか。

- ・グラウンド等(多目的運動広場、野球場・ソフトボール場、ゲートボール・クロッケー場、球技場)
- ・体育館
- ・武道場(柔剣道場、柔道場、剣道場)
- ・水泳プール(屋外・屋内)
- ・陸上競技場
- ・トレーニング場
- ・庭球場(屋外・屋内)